↔ 男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的1 人権の確立
方に対し、当該機会を積極的に提供することをいうこと。(第二条第二号関係)
男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一
2  積極的是正措置
して、自らの意思によって参画することをいうこと。(第二条第一号関係)
うべき社会を形成するために、男女が、社会のあらゆる分野における活動に、社会の対等な構成員と
男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担
1 男女共同参画
二 定義
する機会が十分に保障される社会を形成することを目的とすること。(第一条関係)
され、かつ、男女が、社会的文化的に形成された性差にとらわれず、個人としてその個性と能力を発揮
ことにより、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重
この法律は、男女共同参画の促進に関し、基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定める
一 目的
第二 総則
関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定するものとすること。
がある。ここに、男女共同参画の促進の基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画の促進に
力を発揮する機会が確保されるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画の促進を図っていく必要
ため、個人の人権が尊重され、かつ、男女が社会的文化的に形成された性差にとらわれず、その個性と能
る偏りが多く残されており、社会のあらゆる分野の活動における男女の参画には大きな格差がある。この
男女の役割に対する固定的な考え方に基づく行動が見られ、また、社会における制度や慣行にも性別によ
男女平等は、法の下の平等として日本国憲法に保障されているが、いまだ、性別に基づく差別や偏見、
第一 前文

男女共同参画基本法案要綱

Ν

5 条約等の尊重と国際協力の積極的推進
関係)
動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならないこと。(第六条
介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活
男女共同参画の促進は、家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
4 家庭生活における活動と他の活動の両立
関係)
じ、積極的是正措置が講じられることを含む。) を旨として、行われなければならないこと。( 第五条
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(必要に応
男女共同参画の促進は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政
3 政策等の立案及び決定への共同参画
り中立なものとすることを旨として、行われなければならないこと。( 第四条関係)
んがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限
ω
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の促進を阻害する要因となるおそれがあることにか
又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中
の個性と能力を発揮すべきものであるとの社会意識を形成することを旨とし、及び社会における制度
となっていることにかんがみ、男女が、社会的文化的に形成された性差にとらわれず、個人としてそ
男女共同参画の促進は、性別による固定的な役割分担の意識が男女共同参画の促進を阻害する要因
2 男女共同参画の促進に向けた社会意識の形成等
する暴力の根絶に向けて積極的な取組がなされなければならないこと。(第三条第二項関係)

きないものであることにかんがみ、性犯罪、売買春、夫からの暴力その他あらゆる形態の女性に対
☆ 男女共同参画の促進に当たっては、女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立に欠くことので
確立されることを旨として、行われなければならないこと。(第三条第一項関係)
いこと、男女が個人としてその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が
れか一方に対し差別的効果をもたらすこととなる取扱いを含む。 第三の五において同じ。) を受けな
取扱い(直接的には性別による差別的取扱いをするものではないが、その結果として、男女のいず

б

兀

責 務

1

国の責務

七条関係)

重されること及び国際協力が積極的に推進されることを旨として、行われなければならないこと。(第 男女共同参画の促進は、男女共同参画の促進に関して我が国が締結した条約その他の国際約束が尊

- 5 4 見直し等社会における制度又は慣行の改善のための施策 男女共同参画の視点に立った税制、 男女平等を推進する教育及び学習機会の充実のための施策 社会保障制度及び婚姻その他の家族制度に関する法制の
- 6 社会経済活動その他の活動における性別による差別の撤廃のための施策
- (7) 女性に対する暴力の根絶のための施策
- 8 出産等の女性に固有の身体的機能の保護等生涯を通じた女性の健康の支援のための施策 妊娠又は出産に係る選択の自由等性と生殖に関する女性の自己決定の尊重及び生理、 妊娠、

 $\overline{\phantom{a}}$ 

- (9) その他男女共同参画の促進のための施策
- (**二**) 男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 の決定を求めなければならないこと。(第十三条第三項関係) 内閣総理大臣は、 男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成 Ų 閣議
- 4 報告するとともに、 内閣総理大臣は、 これを公表しなければならないこと。 3による閣議の決定があったときは、 (第十三条第四項関係) 遅滞なく、 男女共同参画基本計画を国会に
- \_ 5 都道府県男女共同参画計画等 3及び4については、 男女共同参画基本計画の変更について準用すること。(第十三条第五項関係)
- 1 と 画の促進に関する施策の大綱等について定める都道府県男女共同参画計画を定めなければならないこ 都道府県は、 (第十四条第一項及び第二項関係 男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域において講ずべき男女共同参
- 2 計画を定めるように努めなければならないこと。 市町村は、 男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、 (第十四条第三項関係) 市町村男女共同参画

∞

				2	
( °)	2	(1)	⇔総		本計画を
〕 政策等の立案及び決定への男女共同参画の促進のための施策	<ol> <li>男女の家庭生活と職業生活等との両立の支援のための施策</li> </ol>	·) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための施策	総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の促進に関する次に掲げる施策	男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。	本計画を定めなければならないこと。(第十三条第一項関係)
		×	策	<b>)</b> °	

(第十三条第二項関係

八 地方公共団体及び民間の団体に対する支援
円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるものとすること。(第十九条関係)
国際会議への参加、開発途上にある海外の地域に対する支援等男女共同参画の促進に関する国際協力の
ために必要な措置を講ずるとともに、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際機関への人員の派遣、
する条約その他男女共同参画の促進に関して我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する
国は、男女共同参画を国際的協調の下に促進するため、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関
七(条約等の誠実な履行と国際協力の推進のための措置)
に適切に反映するように努めるものとすること。(第十八条関係)
研究その他の男女共同参画の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進し、その成果を当該施策
国は、国の施策又は社会における制度若しくは慣行が男女共同参画の促進に及ぼす影響に関する調査
六 調査研究の推進等
らないこと。(第十七条関係)
理及び当該救済のための組織及び運営体制についての法制の整備その他の必要な措置を講じなければな
Q
る要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を適切かつ迅速に行うため、当該苦情の処
められる施策についての苦情の処理及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の促進を阻害す
国は、政府が実施する男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認
五 苦情の処理等のための体制の整備
十六条関係)
らゆる分野において、基本理念に関する理解が深まるよう適切な措置を講じなければならないこと。(第
国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあ

1 0

るとともに、その組織等について所要の規定を置くこと。(第二十一条から第二十六条まで関係)

- 第五 附則
- 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。( 附則第一条関係)

ニ
男女共同参画審議会設置法の廃止

男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、 廃止すること。 (附則第二条関係)

三 経過措置

\_\_ \_\_

置について所要の規定を置くこと。(附則第三条関係) れた審議会となり、 二による廃止前の男女共同参画審議会設置法により置かれた男女共同参画審議会は、 同一性をもって存続するものとすること等審議会、委員及び会長等に関する経過措 第四により置か

匹 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)について所要の改正を行うこと。 (附則第四条関係)

に応じ、男女共同参画の促進.	総理府に、男女共同参画審議	第四第女共同参画審議会	必要な措置を講ずるように知	進に関して行う活動との連	国は、地方公共団体が実法
男女共同参画の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項の調査審議等をすることとす	男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置き、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問		必要な措置を講ずるように努めるものとすること。(第二十条関係)	進に関して行う活動との連携を図りつつ、当該施策及び当該活動を支援するため、情報	国は、地方公共団体が実施する男女共同参画の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画の促
寺をすることとす	関係各大臣の諮問			情報の提供その他の	労女共同参画の促